

「鹿児島県介護特定技能外国人マッチング支援等 事業業務委託」企画提案書作成に係る仕様書

標記に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

1 目的

介護分野における人材不足は深刻であり、外国人介護人材の受入れは喫緊の課題であることから、特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに係る業務及び外国人介護人材の受入に関するセミナー実施に係る業務を委託することにより、外国人介護人材の県内介護施設への受入れを促進する。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 介護特定技能外国人マッチング支援

① 本事業の周知及び参加介護施設等の募集

- ・ 県内介護施設等を対象とした事業説明会を開催し、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、海外人材（特定技能外国人）の受入れに必要な準備、費用負担等について説明する。
- ・ 説明会の開催については、会場型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。
- ・ 本事業の対象となる介護施設等は、県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入対象となっている介護施設等とする。
- ・ 説明会開催に際しては、対象となる介護施設等に対し、開催案内を郵送する等、可能な限り広く説明会の実施について周知する。
- ・ 3（2）のセミナー実施についても、併せて周知する。

② 特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチング

- ・ 介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、本県介護施設等への就労を希望する外国人を募集する。
- ・ 本県介護施設等における外国人材の受入状況を鑑み、ミャンマー、インドネシア、ベトナム出身の外国人を中心に募集する（応募介護施設等から希望があれば、出身国については柔軟に対応する。）。
- ・ 特定技能外国人の募集にあたっては、上記①で募集した本県介護施設等が示す雇用条件及び本県や介護施設等が所在する地域の魅力等についての発信・情報提供を十分に行うこと。
- ・ 募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、対象国の現地在住の外国人を対象とする。

- ・ 募集する特定技能外国人の数は、県内介護施設等とのマッチングが成立する外国人数が 50 人となることを想定したものとし、就労期間中に、介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優先する。
- ・ 募集した特定技能外国人と、上記①で募集した県内介護施設等との間でマッチングを行うため、面接会を開催する。
- ・ 面接会については、対面型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。

③ マッチングの成立した介護特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場への定着に関する支援

- ・ マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、入国前に、オンライン又はマッチング成立時点において特定技能外国人が所在している地域において、職場・地域定着支援に向けた事前研修を行う。
 - ・ マッチングの成立した県内介護施設等を対象に、特定技能外国人の受入れに際しての心構え等に関する研修を行う。
 - ・ 特定技能外国人向けの研修及び県内介護施設等を対象とした研修については、オンライン型での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。
 - ・ 特定技能外国人の受入れに際して、マッチングの成立した県内介護施設等に対し、受入れ機関に求められている義務的支援（※）を代行する登録支援機関を紹介する。但し、既に特定技能外国人の受入れ実績がある等の理由により、登録支援機関の代行または紹介が不要な場合を除く。
- （※）義務的支援：事前ガイダンス，入国手続きに係る支援，入国時の空港等と事業所又は住居への送迎，住居確保・生活に必要な契約支援，生活オリエンテーション，公的手続きへの同行，日本語学習機会の提供，苦情・相談への対応，日本人との交流促進等
- ・ 特定技能外国人の入国後、本委託期間内に入国した当該外国人及び受入れ介護施設等を対象とした合同の歓迎会を開催すること。
 - ・ 歓迎会に必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。（歓迎会の開催にあたっては、受入れ特定技能外国人分も含め、受入れ介護施設等から参加費を徴収することは可とする。なお、参加費を徴収する場合は、県が実施する「外国人介護人材受入施設環境整備事業」にて交付する補助金の活用が可能である旨を周知すること。）

（２）外国人介護人材受入に関するセミナーの実施

- ・ 外国人介護人材の雇用を検討又は雇用している県内介護施設等向けに、外国人介護人材受入に関するセミナーを実施する。なお、セミナーの企画、会場、機材等の手配、広報周知、申込受付及び参加者への連絡及び当日の運営等、セミナー実施に係る一切の業務を行うこととする。

① 開催日程等

- ア 日時：令和 8 年 7 月～ 9 月頃
- イ 時間：合計 2～3 時間

ウ 開催方式：集合研修とオンライン研修の両方に対応すること。

エ 参加者目標数 合計 100 人以上（参加施設数 50 施設以上）

② セミナーの講義内容

- ・ 外国人介護人材受入制度の全般について、参加者が理解できる内容にすること。
- ・ これまで外国人介護人材を雇用したことのない施設が雇用しやすくなるものとなるよう工夫すること。
- ・ 周知方法については、より多くの施設が参加できるよう工夫すること。

③ 参加者アンケート

セミナー内容及び外国人介護人材受入れについて参加者にアンケートを実施し、開催終了後概ね 1 か月以内に集計結果を提出すること。

④ アーカイブ動画の作成

セミナー終了後、県ホームページ上で一定期間公開するためのアーカイブ動画を作成すること。

(3) 実績報告

上記(1)～(2)の結果について、事業実績報告書を作成の上、県に提出する。

また、(2)については、セミナー終了後、作成したセミナー資料、セミナー動画を保存した DVD 及び配信動画 URL リンクを提出する。

(4) その他

- ・ 特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに際して生じる経費（現地面接会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入れに際して生じる経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て県内介護施設等が負担することを前提としていることから、その点を 3 (1) の事業説明会において、県内介護施設等へ誤認が生じないよう明確に説明すること。
- ・ 本事業の状況視察等のため、本県職員が本事業における特定技能外国人の募集、研修等を行った機関等の視察を行う場合には、当該視察に協力すること。

4 業務の実施

- (1) 本事業が、県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、業務の実施にあたっては、県の指示に従うとともに、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、会計関係帳簿類を整備し、事業終了後 5 年間保存しておくこと。
- (3) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

5 その他事項

- (1) 上記業務については、すべて県と十分に協議し、承認の上実施すること。
- (2) 本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、

予め県と協議の上、承認を得ること。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (5) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (6) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (7) 実施作業の一部について再委託を行う場合は、再委託の相手先毎に、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載した文書を県に提出し、県の承認を得ること。
- (8) 受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。